

災害時における無人航空機の活用に関する協定

山 形 県
株式会社市重郎建設

災害時における無人航空機の活用に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と、株式会社市重郎建設 無人航空機事業 Drone+（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における無人航空機（以下「ドローン」という。）の活用に関する協定を締結する。

（協定趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が被災地又は被災のおそれがある地域（以下「被災地等」という。）を支援するため、甲が乙に対して要請するドローンを活用した災害救助等業務に関して、必要な事項を定める。

（業務及び要請）

第2条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する災害救助等業務（以下「業務」という。）が必要と認められるときは、乙に対し、別紙1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被災現場の空中撮影
- （2）捜索活動
- （3）救援物資等の緊急輸送
- （4）その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、航空法等関係法令を遵守し、可能な限り速やかに対応するよう努めるものとする。

（報告）

第3条 乙は、業務を実施したときは、甲に対し、別紙2により速やかに報告するものとする。

（経費の負担）

第4条 業務に要した費用は、甲又は甲から支援を受けた市町村が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害が発生する直前における標準的な料金を基準として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（著作権等）

第5条 この業務において撮影された映像等に係る著作権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項に定める映像等を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。甲は、特段の支障がない限り、これを許諾するものとする。

3 乙は、著作者人格権を行使しないものとする。

(事故等)

第6条 乙が手配したドローンが、故障その他の理由により業務を中断したときは、乙は、速やかにドローンを交換して業務を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、業務の実施に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、災害の発生に備え、業務を遂行する上で必要な体制を構築するため、研修、訓練等を連携して実施するよう努めるものとする。

2 乙は、市町村から、災害の発生に備えた研修、訓練等の実施に係る協力要請があった場合は、連携して実施するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく業務に関する連絡責任者を選任し、別紙3により相互に通知するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(損害補償)

第10条 甲の要請により、業務に従事した者（以下「従事者」という。）が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年12月25日山形県条例第66号）の例により、その損害を補償する。

(1) 従事者の故意又は重大な過失による場合

(2) 当該損害につき、乙又は従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合

(3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合

(秘密の保持等)

第11条 乙は、業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この業務が終了した後においても同様とする。

(協定の有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

(協定の解除又は改定)

第13条 この協定は、甲、乙のいずれから申し出があったときは、協議の上、協定を解除又は改定することができる。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和6年6月7日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県天童市北久野本二丁目1-50

株式会社市重郎建設

無人航空機事業 Drone+

代表取締役

森谷智之

別紙1

記号 一 番号
年 月 日

様

山形県知事

協力要請書

下記のとおり、無人航空機による協力を要請します。

記

1 協力要請の理由

2 協力要請をする場所

3 協力要請をする期間

年 月 日 () から 年 月 日 () まで

4 山形県担当者の所属、職・氏名及び連絡先

所 属 :

職・氏名 :

連 絡 先 :

5 その他の参考となるべき事項

以上

別紙2

年 月 日

山形県知事 殿

(報告者)

業務実施報告書

要請のあった業務を下記のとおり実施したので報告します。

記

1 業務実施内容

従事年月日	業務名	備考

2 その他必要な事項

連絡責任者選定届

【山形県】

	平時連絡先	緊急時連絡先
担当部署・役職		
氏名		
住所		
電話番号		
ファックス番号		
メールアドレス		

【株式会社市重郎建設】

	平時連絡先	緊急時連絡先
担当部署・役職		
氏名		
住所		
電話番号		
ファックス番号		
メールアドレス		